

第9回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年9月24日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和7年9月24日（水） 午後2時00分～午後2時33分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員（16人） 会長：16番 興野 礼子 職務代理者：8番 黒須 明 委員：1番 大窪 克美、3番 中村 東、5番 川上 恵、6番 小口 久男、7番 荒井 喜代子、9番 奥畑 智子、10番 小池 進、11番 檜山 徳夫、12番 田澤 稔、13番 滝 薫、14番 大森 浩之、15番 石川 翔平、18番 大野 悟、19番 大野 覚文 4. 欠席委員（1人） 4番 堀江 恒夫 5. 出席推進委員（2人） 6番 齋藤 徳一、17番 小池 秀俊 6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第5 議案第4号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第8号）に係る意見聴取について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 小口 正一、局長補佐 中山 崇、主査 大橋 伴美、主事 高橋 凌介	
事務局長（小口）	ただいまから令和7年第9回総会を開会いたします。まずは、興野 礼子 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長（興野）	< 開会前のあいさつ >
事務局長（小口）	本日は、4番 堀江 恒夫 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、17名中16名で定足数である過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、興野会長をお願いいたします。
会長（興野）	直ちに会議を開きます。（ 午後 2時 00分 ） 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長（小口）	< 議事日程の朗読 >

議長	経過報告をお願いします。
事務局長（小口）	< 経過報告を朗読 > < 令和7年第4回総会における農地法第5条許可の事案（申請地：●●●、目的：太陽光発電設備の設置）について、軽微な変更（RC 砕石を敷かず、雨水対策はあぜ板の設置で対応）があった旨を説明 > < 議案第1号 整理番号2は、令和7年9月18日付けで提出のあった取下願書を同日付けで受理した旨を説明 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名委員は 5番 川上 恵 委員、6番 小口 久男 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と、大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、10番 小池 進 委員。
10番 小池 進 委員	9月19日、担当推進委員、受人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、梨、野菜。農業従事年数及び農業形態、約40年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、スピードスプレヤー1台、梨の農作業用の機械一通り。取得地への通作距離、約800m。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。耕作の予定については、新たに苗を植えてもっと梨を増やしたいとのことです。参考 経営面積、畑125a、計125a。●●●で74a所有。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
17 番 小池秀俊 推進委員	小池委員と一緒に現地調査をしたのですが、面積を拡張してきれいに使っていただけるのでいいと思います。
	< 他に意見なし >
議長	これより質疑に入ります。
	< 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、19番 大野 覚文 委員。
19 番 大野 覚文 委員	9月22日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。転用事業者、●●●氏。農地区分、農用地区域内農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が田、西が道を挟んで田・宅地、南が田、北が水路・道を挟んで宅地。同意書、なし。隣接農地は申請者所有。転用計画、許可日から令和8年2月28日までの一時転用。転用事業者は、農業を営んでおり、盛土工事が完了後は申請地に農業用ビニールハウスを2棟建設し、ネギの栽培及び水稻の育苗施設として使用したく、申請に至った。総事業面積、（2,171㎡のうち）747㎡。転用面積、（2,171㎡のうち）747㎡。転用目的、農地改良の為の盛土。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、なし。排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資

(19 番 大野 寛文 委員)	金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和7年10月20日から令和8年2月28日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。盛土規制法については県都市政策課に事前相談済、許可不要。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。 ＜ 質疑・異議なし ＞
議長	ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 ＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	＜ 議案第3号 議案書の朗読 ＞
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、14番 大森 浩之 委員。整理番号2番、3番 中村 東 委員。
14 番 大森 浩之 委員	9月22日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第1種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が雑種地、西が田、南が道を挟んで宅地、北が雑種地。同意書、なし。隣接農地は申請者所有。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、現在、妻、子1人と市内の借家で生活しているが、手狭になってきたこと及び将来の生活を考慮して、申請人夫婦の実家及び勤務地近くに新たな住宅を建築する計画をしたところ、申請地を取得できることになり、申請に至った。総事業面積、548.27㎡（うち雑種地284.27㎡）。転用面積、264㎡。転用目的、一般住宅、木造2階建 1階65.83㎡ 2階49.68㎡。

(14 番 大森 浩之 委員)	建築面積、67.07 m²。進入路、南側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内浸透処理。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和7年10月1日から令和8年3月31日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。第1種農地であるが、集落接続の住宅として例外許可が相当。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
3 番 中村 東 委員	9月22日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が宅地・雑種地、西が道を挟んで田、南が田、北が雑種地・道を挟んで宅地。同意書、なし。隣接農地は申請者所有。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。株式会社●●●は、市内で過去にも結構な実績を持っている会社です。総事業面積、1,791 m² (うちフェンス内約998 m²)。転用面積、1,791 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。13年で黒字見込む。売電単価、税抜11.0円。フェンス内面積が1,000 m²未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非FIT事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル176枚、寸法2,278 mm×1,134 mm。パワーコンディショナー9基。発電出力49.5kW、最大出力95.04kW、年間発電量約10万4千kWh。周囲にフェンス設置。入口、南側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和7年11月1日から令和8年2月28日まで。その他 他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和7年5月1日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
6 番 齋藤徳一 推進委員	現地調査をしたところ、周囲の状況は問題ないと思います。
議長	●●●地区担当 1 番 大窪 克美 委員、何かありますか。
1 番 大窪 克美 委員	場所的に日照時間が長くていいところだと思います。また、100m程離れたところに工場がありますが、大きな音はし

(1 番 大窪 克美 委員)	ないので、問題ないと思います。
議長	●●●地区担当 15 番 石川 翔平 委員、何かありますか。
15 番 石川 翔平 委員	問題点はないと思います。
議長	これより質疑に入ります。
	< 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第5 議案第4号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第8号）に係る意見聴取について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（中山）	議案第4号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第8号）に係る意見聴取について」ご説明いたします。本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、「農地中間管理権の設定」について、市から農業委員会に意見聴取の依頼があったものです。今回依頼のあった、農用地利用集積等促進計画案（第8号）については、【地域計画区域内】新規23件、更新4件。農地中間管理権の設定を受ける者17名、農地中間管理権の設定をする者23名です。【地域計画区域外】新規6件、更新1件。農地中間管理権の設定を受ける者5名、農地中間管理権の設定をする者6名です。設定面積は、165,558 m ² で、令和7年度累計は、366,808 m ² です。権利設定の内容等は、資料のとおりです。なお、本案は、令和7年10月31日公告予定です。

議長	説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
	＜ 質疑・異議なし ＞
議長	ただいま上程中の、議案第4号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第8号）に係る意見聴取について」 は、異議等がないようですので、「意見なし」として回答することに、ご異議ございませんか。
	＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第8号）に係る意見聴取について」 は、「意見なし」として回答することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。
	（ 午後 2時 33分 ）
	上記会議の顚末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。
	令和7年9月24日
	議 長
	5 番
	6 番